

事 務 連 絡  
平成 30 年 12 月 21 日

住宅・建築関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課  
住宅企画官付

消費税率の引上げに伴う住宅取得支援策に関する対応について（協力依頼）

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

本日（12月21日）、平成31年度税制改正大綱と平成31年度政府予算案が閣議決定され、消費税率10%への引上げに伴う住宅取得支援策として、「住宅ローン減税の拡充」や「次世代住宅ポイント制度の創設」等が盛り込まれ、消費税率引上げ後の住宅の購入等にメリットが出るよう、以下の対策を講ずることとしております。

①住宅ローン減税の拡充

控除期間を3年延長（建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税）。

②すまい給付金の拡充

対象となる所得階層を拡充。給付額も最大50万円に引上げ（収入に応じ10万円から40万円の増額）。

③次世代住宅ポイント制度の創設

一定の性能を有する住宅を取得する者等に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行。

④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

非課税枠を現行の最大1,200万円から最大3,000万円へ拡充。

この度、これらの住宅取得支援策についての情報を提供するための広報用チラシ（別添1）と各種支援策を紹介する概要資料（別添2）を用意するとともに、国土交通省HP内に紹介ページを設けました。（広報用チラシは、国土交通省住宅局HPよりダウンロードできます。また、ポイント制度の詳細についても、HPに掲載しております。）

貴団体におかれましては、住宅の取得を検討されている消費者の方々へ支援策に関し正確な情報を提供し、正しく理解していただけるよう、支援策に関する周知広報をお願いいたします。

(参考)

- 国土交通省住宅局HP ※広報用チラシはこちらのHPからダウンロードできます。  
「消費税率引上げに伴う住宅取得に係る対応について」  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr4\\_000036.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr4_000036.html)
- 国土交通省住宅局HP  
「マイホーム購入をお考えの皆様へ、住宅ローン減税の控除期間が3年間延長されます！  
～平成31年度税制改正 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策～」  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house02\\_hh\\_000134.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000134.html)
- 国土交通省住宅局HP ※ポイント制度の詳細はこちらのHPに掲載しております。  
「住宅の新築やリフォームをお考えの皆様へ、次世代住宅ポイント制度を創設します！  
～平成31年度当初予算案 消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策～」  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000837.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000837.html)

《お問い合わせ先》

(予算関係について)

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8510 (夜間直通)

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松井康治 (内線39463)

係長 野口雄史 (内線39428)

係長 大町晃央 (内線39471)

(税制関係について)

国土交通省住宅局住宅企画官付

電話：03-5253-8111 (代表)、03-5253-8505 (夜間直通)

担当：課長補佐 高橋晋也 (内線39233)

係員 竹田風馬 (内線39255)